

## 2021-2023 年度 課題別研修「水環境行政（計画・分析）」に係る参加意思確認公募について

独立行政法人国際協力機構九州センター（以下「JICA 九州」という）は以下の業務について、別紙のとおり参加意思確認書の提出を公募します。

本業務は、水環境に関する国際条約、日本の省庁の法律、地方自治体の条例等の法体系の整備の歴史と概要、それに基づく行政、民間企業、市民の果たす役割を学ぶことを目的とした研修を行うものです。

本業務の遂行にあたっては、公益財団法人 北九州国際技術協力協会（KITA）（以下「特定者」という）を契約の相手先として、JICA 所定の基準に基づき経費を積算した上で契約を締結する予定です。

特定者は、JICA 九州所管地域において、水環境行政・対策のみならず、環境管理の分野に関する長年にわたる研修実施実績があり、同分野での研修実施の知見が蓄積されています。また、学術、民間を含む人材ネットワークのハブ機能を有する機関です。本研修の目標達成の為に効果的な研修プログラムを提供できることから、以下の「2 応募要件」を満たし、本件業務を適切に実施し得る要件を備えていますが、特定者以外の者で応募要件を満たし、本業務の実施を希望する者の有無を確認する目的で、参加意思確認書の提出を招請する公募を実施します。

### 1 業務内容

#### (1) 業務名

2021-2023 年度 課題別研修「水環境行政（計画・分析）」

#### (2) 業務内容

研修委託業務概要（別紙1）のとおり

#### (3) 第1次研修コース実施期間（予定）

2021年11月22日から2021年12月17日まで（予定）

#### (4) 第1次履行期間（予定）

2021年11月1日から2021年2月下旬まで（予定）

### 2 応募要件

#### (1) 基本的要件：

- ① 公示日において、令和元・2・3年度全省庁統一資格の競争参加資格を有する者（以下「全省庁統一資格者」という）。

なお、全省庁統一資格者でない者で参加意思確認書の提出を希望する者は、必要な書類を提出することで、当機構における競争参加資格審査を受けることができます。

- ② 会社更正法（平成 14 年法律第 154 号）又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）の適用の申し立てを行い、更生計画又は再生計画が発効していない者は、参加意思確認書を提出する資格がありません。
- ③ 当機構から「独立行政法人国際協力機構契約競争参加資格停止措置規程」（平成 20 年 10 月 1 日規程（調）第 42 号）に基づく契約競争参加資格停止措置を受けていない者。具体的には以下のとおり扱います。
  - ・ 資格停止期間中に提出された参加意思確認書は、無効とします。
  - ・ 資格停止期間中に公示され、参加意思確認書の提出締切日が資格停止期間終了後の案件については、参加意思確認書を受付けます。
- ④ 日本国で施行されている法令に基づき登記されている法人である者。
- ⑤ 競争から反社会的勢力を排除するため、参加意思確認書を提出しようとする者（以下、「提出者」という。）は、以下のいずれにも該当しないこと、および当該契約満了までの将来においても該当することはないことを誓約する者。具体的には、参加意思確認書の提出をもって、誓約したものとします。

なお、当該誓約事項による誓約に虚偽があった場合又は誓約に反する事態が生じた場合は、参加意思確認書を無効とします。

- ア. 提出者の役員等が、暴力団、暴力団員、暴力団関係企業、総会屋、社会運動等標榜ゴロ、特殊知能暴力団等（これらに準ずるもの又はその構成員を含む。平成 16 年 10 月 25 日付警察庁次長通達「組織犯罪対策要綱」に準じる。以下、「反社会的勢力」という）である。
- イ. 役員等が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 号第 6 号に規定する暴力団員でなくなった日から 5 年を経過しないものである。
- ウ. 反社会的勢力が提出者の経営に実質的に関与している。
- エ. 提出者又は提出者の役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、反社会的勢力を利用するなどしている。

- オ. 提出者又は提出者の役員等が、反社会的勢力に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的若しくは積極的に反社会的勢力の維持、運営に協力し、若しくは関与している。
- カ. 提出者又は提出者の役員等が、反社会的勢力であることを知りながらこれを不当に利用するなどしている。
- キ. 提出者又は提出者の役員等が、反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有している。
- ク. その他、提出者が東京都暴力団排除条例（平成 23 年東京都条例第 54 号）又はこれに相当する他の地方公共団体の条例に定める禁止行為を行っている。

(2) その他の要件：

- ① 2021 年度を第 1 回として受託し、2023 年度まで計 3 回、本コースを受託可能である者。2021 年度コースを受託した者とは、業務実施状況に特段の問題がない限り、業務量、価格等を年度ごとに見直したうえで、2023 年度コースまで随意契約を行う予定である。（ただし、研修対象国の状況など予期しない外部条件の変化が生じた場合を除く）
- ② 業務を統括するための統括責任者を選任し、当機構担当者と密接な連絡を保ちつつ、研修委託業務が円滑に進むような体制を構築できる者。
- ③ 研修コースを九州で実施することができる者。但し、一部日程をその他の地域で実施する事は差し支えない。

### 3 手続きのスケジュール

(1) 参加意思確認申請書の提出	提出期間	2021 年 6 月 7 日（月）10 時から 同年 6 月 21 日（月）午後 4 時まで
	提出場所	JICA 九州研修業務課 〒805-8505 福岡県北九州市八幡東区平野 2-2-1
	提出書類	・ 参加意思確認書（別紙 2） ・ 同書 2 応募要件に記載の各事項を証明する資料
	提出方法	持参又は郵送（書留としてください）
(2) 審査結果の通知	通知日	2021 年 6 月 23 日（水）
	通知方法	参加意思確認書の提出者：郵送 特定者：JICA 九州ウェブサイト「調達情報」 「公告・公示情報」「研修委託契約」で公開。

(3) 応募要件無し の理由請求	請求場所	JICA 九州 研修業務課
	請求方法	持参又は郵送（書留としてください）
	請求期限	2021年6月29日（火）
	回答予定日	2021年7月1日（木）
	回答方法	郵送

#### 4 その他

- (1) 提出期限を過ぎて提出された参加意思確認書等は無効とします。
- (2) 参加意思確認書等の作成及び提出に係る費用は、提出者の負担とします。
- (3) 提出された参加意思確認書等は返却しません。
- (4) 機構は提出された参加意思確認書等を、参加意思確認書等の審査の目的以外に提出者に無断で使用しません。
- (5) 提出期限以降における参加意思確認書の差替え及び再提出は認めません。
- (6) 審査の結果、応募要件を満たさなかった者は、書面によりその理由について説明を求めることができます。（上記3（3）を参照ください。）
- (7) 公募の結果、応募要件を満たす者がいない場合は、特定者との随意契約手続きに移行します。また、応募要件を満たす者がいる場合は、指名競争入札（総合評価落札方式）または指名による企画競争を行います。その場合の日時、場所等の詳細は、応募要件を満たす者及び特定者に対して、別途連絡します。
- (8) 予算その他機構の事情により、当該手続きを中止する場合があります。
- (9) 手続きにおいて使用する言語及び通貨：日本語及び日本国通貨に限る。
- (10) 契約保証金：免除
- (11) 共同企業体の結成：認めない
- (12) 当機構の契約競争関連規定は、当機構ウェブサイトの「調達情報」（URL：<http://www.jica.go.jp/announce/index.html>）にて公開中。
- (13) 情報の公開について：  
 本公示により、公募参加確認書を提出する者については、その法人・団体名を契約情報として当機構ウェブサイト上に公表しますので、予めご承知下さい。また、本公示により契約に至った契約相手方と契約に関する情報を当機構ウェブサイト上に公表しますので、必要な情報を当機構へ提供すること及び情報を公表することに同意の上で、参加意思確認書の提出及び契約の締結についてご理解をお願いいたします。具体的には、参加意思確認書の提出をもって本件情報の公開について同意されたものとして扱います。

以 上

別紙 1：研修業務委託概要

別紙 2：参加意思確認書

別紙 3：誓約書

別紙 4：資格審査申請書

## 2021-2023 年度課題別研修「水環境行政（計画・分析）」研修委託業務概要

## 1. 当該研修コースの概要

## (1) コース名

2021-2023 年度課題別研修「水環境行政（計画・分析）」

## (2) 研修の目的

近年の経済・産業発展に伴い、途上国では産業廃水等による水質汚濁が生活環境や自然環境を悪化させ、人々への健康被害や環境悪化による経済的・社会的な被害を引き起こしている。対策には、汚染された状態の改善や未然の汚染防止があるが、水は「循環」という特性を持ち、人間の生活の多くの場面で利用されるため、それら全体を視野に入れた水質保全の仕組みを考える必要がある。本研修では水環境行政・対策を包括的に取り組む手法を学び、水環境をより総合的にとらえることで、途上国における水環境の改善を図るものである。

## (3) 研修の到達目標（単元目標）

- ① 日本の水環境行政や地方自治体の水環境の取り組みについて説明でき、自国の水環境改善に生かすことができる。
- ② 日本の水環境対策を理解し、各国各地方の状況に適応した水環境政策を立案することができる。
- ③ 研修内容をもとに、水環境行政改善の為の現実的なアクションプランが作成される。

## (4) 研修内容

## ① 研修項目

本コースのカリキュラム構成は、概ね以下の項目からなる。本邦到着時に提出されるジョブレポートにおいて抽出された課題・問題点を念頭に置き、講義で学んだことについて自身で考え、実習で理論を体得し、研修旅行で実例を以て確認することを基本プロセスとする。その結果、所属組織の課題に沿った対策案を作成することを目指す。

- 1) 日本の水域管理概論、水環境関連公害（水質汚染、地盤沈下、土壌汚染）発生の歴史、被害実態、要因。公害克服と持続的な水環境の保全と利用に向けた各種施策（水道水源、湖沼、閉鎖性水域、地下水、農用地・市

- 街地土壌)の制定の経緯、全体の体系、役割。水質環境基準(健康、生活環境、水生生物)、水環境行政の歴史、中央政府、地方自治体、民間企業、市民の役割、世界の水環境問題、国際条約等
- 2) 上水水源の水質保全対策、水源の開発規制、水質モニタリング、上水事業概論、廃水管理概論、水質総量規制概論、日本の有する浄化槽による廃水処理技術、浄化槽によらない廃水処理、下水道事業
  - 3) 政策立案方法演習、ジョブレポート作成を通じた課題整理、発表会による各国の課題共有、アクションプラン作成指導

## ② 研修方法

プログラムは英語で実施する。通訳が必要な場合は、JICAが別途コースに配置する研修監理員(日本語/英語)がこれを行う。

2021年度については、新型コロナウイルス感染症の収束の兆しはいまだ見えないことから、全ての研修は遠隔研修の実施を基本とする。遠隔研修の形式は、①任意日時のオンデマンド講義/自己学習型(講義中心)、②指定日時のオンライン講義/生中継型(質疑応答を含む双方向型の講義・討議・課題発表)のいずれかまたは両方の組み合わせとする。

### 1) 講義:

テキスト・レジュメ等を準備し、必要に応じて視聴覚教材を利用して、研修員の理解を高めるよう工夫する。

### 2) 演習・実験/実習:

講義との関連性を重視し、テキストを参照しながら講義で学んだ内容の確認と応用力を養えるように工夫し、帰国後の実務により役立つことを目指す。

### 3) 見学・研修旅行:

講義で得られた知見をもとに関係者との意見交換を通じて、事業実施において実践可能な知識・技術を習得できるように努める。研究機関だけでなく民間会社等への訪問も含め、より適応範囲の広い技術が習得できるよう工夫する。

### 4) レポート作成・発表:

各レポートの作成・発表にあたっては、各研修員の問題意識について研修員・日本側関係者間で相互理解を深めるよう配慮し、あわせて帰国後の問題解決能力を高めるよう努める。

## ③ 研修付帯プログラム(JICAが実施するプログラム)

### 1) 集合ブリーフィング

来日時事務手続き、滞在諸手当の支給手続き等についての説明を通常来日の翌

日に、実施する。

## 2) 一般オリエンテーション

技術研修に先立って、日本滞在中の必要知識として、我が国の歴史、社会制度等についてオリエンテーションを行う。

## (5) 研修員

### ① 定員

7名（ただし、応募状況等により変更の可能性あり）

### ②研修対象国

インドネシア、バングラデシュ、アフガニスタン、エジプト、モロッコ、ガボン、アルメニア（ただし、応募状況等により変更の可能性あり）

### ③対象組織

中央及び地方政府の水環境政策立案や水環境管理の実施を担う部局又は行政の指示のもと水環境管理を請け負う機関

## (6) 研修期間

3年間（2021年度～2023年度）にわたって実施。

第1回：2021年11月22日から2021年12月17日まで（予定）

なお、事前準備・事後整理期間として、技術研修期間の前に約1ヶ月、同期間の後に約2ヶ月を加える。ただし同期間は会計年度を超えないものとする。

\* 第2回および第3回の研修は新型コロナウイルス感染症の状況次第では、来日研修もあり得る。

## 2. 業務の範囲及び内容

### (1) 研修実施全般に関する事項

- 1) 日程・研修カリキュラムの作成・調整
- 2) 研修実施に必要な経費の見積もり及び経費処理
- 3) 研修実施要領の確認（評価項目・評価基準の策定）
- 4) 教材・テキストの翻訳・印刷製本
- 5) 遠隔講義用動画・教材の作成
- 6) 遠隔研修配信に係るツールの遠隔研修ツールの選択と運用
- 7) 遠隔研修における著作権の権利処理
- 8) コース評価要領の作成
- 9) 研修員選考会への出席
- 10) JICA その他関係機関との連絡・調整



- 1 1) 研修監理員との調整・確認
- 1 2) コースオリエンテーションの実施
- 1 3) 研修の運営管理とモニタリング
- 1 4) 研修員の技術レベルの把握（個別面接の実施等）
- 1 5) 各種発表会の実施
- 1 6) 研修員作成の各種レポートの分析・評価
- 1 7) 研修員からの技術的質問への回答
- 1 8) 評価会への出席、実施補佐
- 1 9) 開・閉講式への出席、実施補佐
- 2 0) 反省会への出席
- 2 1) 講義、見学の評価

#### (2) 講義（演習・実習）の実施に関する事項

- 1) 講師の選定・確保
- 2) 講師への講義依頼文書の発出
- 3) 講義室及び使用資機材の確認
- 4) 講義テキスト、資機材、参考資料の準備・確認
- 5) 講義等実施時の講師への対応
- 6) 講師謝金の支払い
- 7) 講師への旅費及び交通費の支払い
- 8) 講師（乃至所属先）への礼状の作成・送付

#### (3) 見学（研修旅行）の実施に関する事項

- 1) 見学先の選定・確保と見学依頼文書乃至同行依頼文書の作成・送付
- 2) 見学先への引率
- 3) 見学謝金等の支払い
- 4) 見学先への礼状の作成と送付

#### (4) 留意事項

JICA は、研修実施に関し、英語の研修監理員を原則 1 名配置する。研修監理員は講義及び演習・実習、並びに見学・研修旅行時の通訳を兼務する。なお、研修員及び同行者の研修旅行の手配については JICA を通じて行うこともできる。

### 3. 本業務に係る報告書の提出

本業務の報告書として、業務完了報告書、経費精算報告書を各 1 部ずつ、業務完了後速やかに提出する。

#### 4. その他

- (1) JICA は、研修実施の運営にかかる事務手続き関連業務を、別途団体等に委託して実施予定である。研修実施にあたっては、受注者は必要に応じ団体等との調整を行うものとする。
- (2) 本業務概要は予定段階のものであり、詳細については変更される可能性もある。

以 上